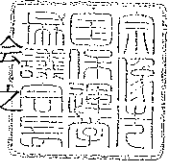




27 国 運 第 2 号
平成 28 年 2 月 1 日

宗像市長 谷井 博美 様

宗像市国民健康保険運営協議会
会長 吉田 洋 之



平成 28 年度における宗像市国民健康保険事業の運営について (答申)

平成 28 年 1 月 18 日付け 27 宗国第 1049 号で、貴職から諮問された「平成 28 年度における宗像市国民健康保険事業の運営について」、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申する。

記

1. 国民健康保険税の税率について

- (1) 後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額については、後期高齢者支援金等に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を 2.4%、被保険者均等割額を 8,400 円、世帯別平等割額を 8,400 円とすることが適当である。
- (2) 介護納付金課税額に係る所得割額及び被保険者均等割額については、介護納付金に係る収支見込額を勘案すると妥当であると認められるため、諮問どおり所得割額を 2.5%、被保険者均等割額を 15,500 円とすることが適当である。

2. その他

本協議会として、審議の過程で提出された意見を次のとおり取りまとめたので申し添える。

短期保険である国民健康保険の財政収支を均衡させるためには、保険給付費や後期高齢者支援金等の歳出に応じた国民健康保険税収入を確保することが事業運営の前提かつ基本である。そのため、本協議会としては、毎年度、国民健康保険税率の見直しを行い、歳出に見合った適切な国民健康保険税率を設定し、国民健康保険事業が適切かつ安定的に運営されるように要望するものである。

以上